

平成28年度事務事業評価シート					取組みコード	32114
区分	事務事業	担当課	国保年金課	作成日	平成28年5月9日	
事業名	特定健康診査等事業費		開始年度	平成20年度	予算科目	8.1.1.1.1

1 事業の概要

総合計画での位置づけ			
部	第3部 健康でゆとりとふれあいのまちづくり	章	第2章 いきいきと暮らす生涯健康づくりの推進
節	第1節 健康づくりの推進	基本施策	1 疾病予防対策の推進
取組みの基本方向		(4) 各種健康診査の受診率の向上につとめます。	
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条		
目 的 (誰・何を対象に、何のために)	愛川町国民健康保険に加入している40歳～74歳の町民を対象に、主に内臓脂肪性症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査を実施し、その要因となっている生活習慣を改善させ、糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とする。		
内容・方法 (何を行っているのか)	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年12月28日厚生労働省令第157号)に基づき、受診者全員に実施する必須診査並びに医師の判断に基づき選択的に実施する選択診査を、厚木医師会加入の協力医療機関において個別に実施する。		

2 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

本事業が属する総合計画の節の成果指標		指標名		平成21年度	平成28年度			
		『健康づくりの推進』について「満足」と感じる住民の割合		45.6%	56.0%			
(A)総合計画の節の目標を達成するため本事業に求められる成果				特定健康診査の受診率の向上				
(A)の成果をあげられているか測るための指標(成果指標)	増減	指標の説明		項目	基準年度 (平成25年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定健康診査受診率	増	健診対象者数に対する受診者数の割合		計画値		45.0	50.0	55.0
				実績値	35.0	36.9	37.3	
				達成度※自動計算		82.1	74.5	0.0
(B)成果指標の目標を達成するため本事業において町が行う活動				未受診者への受診勧奨及び受診者への継続受診勧奨				
(B)の活動状況を測るための指標(活動指標)	増減	指標の説明		項目		平成26年度	平成27年度	平成28年度
受診勧奨	増	受診勧奨を行った回数		計画値			2.0	2.0
				実績値			1.0	
				達成度※自動計算			50.0	0.0

※ 増減欄は、指標の値について、増加が望ましい場合に「増」、減少が望ましい場合に「減」を記入する。

3 事業費の推移と財源内訳

3 事業費の推移と財源内訳			(E) 平均人件費(円/年)	8,300,000		
年 度			基準年度(決算) (平成25年度)	平成26年度(決算)	平成27年度(決算見込)	平成28年度(予算)
(A) 事業費(円)			52,474,838	56,433,516	56,534,474	57,835,000
(B) 概算職員数(人)			0.300	0.300	0.300	0.300
(C) = (B) × (E) 人件費(円) ※自動計算			2,490,000	2,490,000	2,490,000	2,490,000
(D) = (A) + (C) 総事業費(円) ※自動計算			54,964,838	58,923,516	59,024,474	60,325,000
単位当たりコスト※自動計算			1,571,321.8	1,595,114.1	1,584,549.6	
財源内訳(円)	特定財源	国庫支出金	8,377,000	7,663,000	7,549,000	7,635,000
		県支出金	8,377,000	7,450,000	7,706,000	7,634,000
		地方債	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
	一般財源※自動計算		38,210,838	43,810,516	43,769,474	45,056,000

4 事業の項目別評価(分析)

項 目	判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
妥当性 (公費を投入して実施することが妥当な事業か)	法令等で義務付けられた事業である	○	A
	民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	○	
	国や県において実施している事業との重複がない	○	
	事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	○	
	事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	○	
	受益に応じた負担は適正である	○	
	事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である		
	事業・サービスの対象者の日常生活に必要な不可欠な事業である		
	上記のいずれにも当てはまらない		
有効性 (基準年と比較して成果が上がっているか)	成果指標について平成27年度の目標を達成している	×	B
	基準年度と比較して成果が向上している	○	
効率性 (なるべく費用をかけずに成果を上げているか)	基準年度と比較して費用の縮減ができている (費用の縮減率が成果の向上率以上か)	費用増＞成果アップ	C
有用性 (施策の成果指標の目標達成に貢献しているか)	総合計画の節の目標達成のための本事業の効果	間接的	B
	総合計画の節内での本事業の優先順位	高い	
総合評価 ※自動判定		改善すべき点がある	

5 特記事項

効率性の評価について。
当該事業は受診率の向上を成果指標としている。受診者数の増加は望ましいことであり、それに伴い、委託料の支出も増となるため、費用の縮減率で当該事業を評価することは妥当ではない。

6 自己評価(担当課)

評価結果	現状維持
理由	法律により実施が義務づけられている、生活習慣病の予防と早期発見のために有効な健診であるため。
今後の方向性	生活習慣病の予防と早期発見は、健診を毎年継続して受診することで可能となる。これは、健康寿命の延伸のみならず医療費の削減にも繋がる。受診率の更なる向上を目指し、今後も受診勧奨を積極的かつ工夫して行っていく。

7 1次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	現状維持
今後の方向性に係る意見等	効率性の判定がCとなっているのは、受診者の増加に伴い健診費用が増加したことによるものであるため、所管課の方向性のとおり現状維持とするが、より効率的な事業となるよう、継続的に研究を行う必要がある。

8 2次評価(外部評価:行政改革推進委員会)

評価結果	現状維持
今後の方向性に係る意見等	本事業は生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費の削減につながるなど、意義の大きい事業であり、引き続き受診率の向上に努めるとともに、生活習慣病の割合が、県平均より高い理由、地域性を調べるなど、効果的に事業を進めてほしい。

9 2次評価(実施のない場合は1次評価)を踏まえた対応案(担当課)

国保データベースシステムを活用し、生活習慣病の割合が県平均より高い理由や、地域性について研究し、効果的に事業を進め医療費の削減につなげていくため、受診率の更なる向上を目指し、受診勧奨を工夫しながら事業を継続していく。

10 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	現状維持
理由・改善方針	国保データベースシステムを活用し、生活習慣病の割合が県平均より高い理由、地域性を研究するとともに、受診勧奨を工夫しながら、効果的に事業を進め、受診率の更なる向上や医療費の削減につながるよう、事業を継続していく。